

特定不妊治療費助成事業申請書

(宛先) 名古屋市長

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

申請者氏名 <small>※名古屋市に住所を有する方</small>	()	電話番号	— —
申請者住所	〒 —	送付先住所	〒 — <small>※申請者住所と異なる送付先を希望する場合のみ記入</small>

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。
また、下記に掲げる「確認すべき事項」について、同意します。

申請額	(合計)	(男性不妊治療分除く)	(男性不妊治療分)
-----	------	-------------	-----------

対象者	夫氏名	()	夫生年月日	() 歳
	妻氏名	()	妻生年月日	() 歳
	婚姻関係について、下記の該当する方に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 <input type="checkbox"/> 法律婚 <input type="checkbox"/> 事実婚 上記2名については、事実婚関係にあり、それぞれ重婚していないことに相違ありません。 また、治療の結果、出産に至った場合には出生した子について認知を行う意向があります。 ※別世帯の場合は、別世帯である理由を下記にご記入ください。 (別世帯である理由)			

回数のリセットを希望する場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。	<input type="checkbox"/> 出産による助成回数のリセットを希望します。 子の生年月日 年 月 日 子の氏名
	<input type="checkbox"/> 死産による助成回数のリセットを希望します。 死産日 年 月 日

注) 助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合がありますので、ご注意ください。

過去の助成実績の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※有の場合、下の欄を記入してください。		
	自治体名	年度及び回数	年度(回)
	自治体名	年度及び回数	年度(回)
	自治体名	年度及び回数	年度(回)

※リセットをしている場合は、リセット後に助成を受けたことがあるかお答えください。

振込先	金融機関名	銀行 農協 金庫	本店 営業部 支店 出張所
金融機関コード	店舗コード	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
(フリガナ) 口座名義人 <small>※申請者と同じ</small>	()	口座番号	

※振込先の口座情報(金融機関名・口座番号・口座名義人)がわかる部分のコピーを添付してください。

《確認すべき事項》

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、一夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方について以前にお住まいの自治体にこの助成金の以前の受給状況を照会するなど、助成金を交付するのに必要な下記の事項について、本市が照会・確認させていただくことがありますので、ご承知ください。なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

- 1 特定不妊治療費助成事業の助成金交付状況について、本市が他の自治体へ照会すること。
- 2 特定不妊治療費助成事業の助成金交付状況について、他の自治体から本市に照会があったときに、これに回答すること。
- 3 本市の住民であること(住民基本台帳)。
- 4 対象者の所得状況に関する資料を確認すること(前年所得の状況(1~5月の申請にあつては、前々年))。
- 5 治療状況等について医療機関及び調剤薬局等に照会すること。
- 6 死産情報を確認すること(死産届)。

裏面あり

(名古屋市使用欄)
この欄には記入しないで下さい。

【 治療の内容・結果及び経過について行政への報告を行うことに関する説明書 】

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況